

JEPA ニュース

特定非営利活動(NPO)法人

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

Japan Endocrine-disruptor Preventive Action

Vol. 114

Dec.2018



日本海の夕景

写真・佐和洋亮

私たちは、グレゴリオ暦を前提に12月を年の暮れとし、朝日とともに1日が始まると信じて暮らしていますが、ケルト文明では冬を迎える11月が新年、そのお祭りがハロウィーンでした。また、1日の始まりは朝ではなく夜だったのだそうです。いにしえの文明に思いをはせるのも楽しいことです。どうぞ良いお年をお迎えください。

CONTENTS

- 2 「減プラスチック社会提言書」を環境省へ提出
—— 海洋プラスチック問題についてのNGO提言と緊急会合(院内集会)の開催……中下裕子
- 4 香害のもう一つの原因? 香料の「光毒性」……水野玲子
- 6 農薬取締法改正
—— 再評価制度と農薬登録審査の見直し……橘高真佐美
- 8 バナナをめぐる農薬問題……田坂興亜
- 10 書籍案内

「減プラスチック社会提言書」を環境省へ提出

— 海洋プラスチック問題についてのNGO提言と緊急会合（院内集会）の開催

代表理事 中下裕子

NGOネットワークによる「減プラスチック社会提言書」

2018年10月29日、JEPAも参加する「減プラスチック社会を実現するNGOネットワーク」*1は、「減プラスチック社会提言書」を取りまとめ、環境大臣宛に提出しました（資料参照）。

近年、プラスチックごみによる海洋汚染問題が深刻化しています。世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋に流出していると推計され、このままでは2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出すると予測されています。この問題は今や世界的課題となっており、2018年6月にG7シャルルボワ・サミットで「海洋プラスチック憲章」が提示されましたが、日本は署名を見送りました。しかし、2019年6月に日本でG20が開催されることから、環境省は、2018年8月に「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会」を設置して検討に着手し、10月19日には「プラスチック資源循環戦略（素案）」を発表しました。

そもそも、石油由来のプラスチックは燃焼によってCO₂を排出するので、パリ協定に照らしても大幅に削減する必要があります。しかし、同素案には、このような減プラスチック社会への構造転換を図るというビジョンが示されておらず、燃焼によりCO₂を排出する「熱回収」を過

度に重視しているなど看過できない問題点が含まれています。そこで、この問題に取り組むNGOが結集して議論を重ね、小委員会での結論を少しでも良いものとするために、本提言を取りまとめました。

院内集会の共同開催

ところが、環境省の小委員会では私たちの提言を受け入れることなく、同素案をそのまま小委員会の結論として採択しました*2。提言書は、適時にわかりやすく簡潔なものを公表することを重視して、内容を3つの事項に絞っていますが、実は有害化学物質規制の導入や拡大生産者責任の強化など、他にもさまざまな問題点があります。そこで、私たち4つの団体*3は、提言内容に加えて、このような問題点を国会議員に理解してもらい、より良いプラスチック戦略の策定を求めるために、12月3日、衆議院第二議員会館で緊急会合（院内集会）を開催しました。

会合では、高田秀重教授（東京農工大）による基調講演「海洋プラスチック問題の現状と課題」の後、4団体が意見を述べました。日本野鳥の会から「海洋プラスチックの海鳥への影響」、WWFジャパンから「減プラスチック社会実現に向けての日本の役割」、3R全国ネットから「拡大生産者責任の強化等について」、JEPAからは水野玲子理事が「プラスチック製品に含まれる有害



化学物質規制の早期導入を！——プラスチック削減は少子化対策の鍵」と題するプレゼンを行いました。以下はその概要です。

プラスチックに使用されるさまざまな添加剤等は容易に環境中に溶け出します。それらの添加剤等には環境ホルモンが多く、人の生殖機能への悪影響を示す科学的証拠が蓄積されています。そのひとつが、プラスチック素材や安定剤として使用されるビスフェノールA（BPA）です。BPAには強い女性ホルモン作用があり、生殖影響の証拠が集積されています。日本ではBPAからビスフェノールS（BPS）に代替中ですが、BPSも環境ホルモン作用があることが確認されています。プラスチックの可塑剤として多用されているフタル酸エステルも製品から溶け出し、皮膚からの吸収や呼吸によって体内に入っています。この物質も生殖影響の証拠が蓄積されています。BPAもフタル酸エステルも、私たちの体内から検出されています。

欧米ではこれらの物質の規制が始まっていますが、日本では企業の自主的取組みに委ねられ、規制は実施されていません。日本でもプラス

資料 | 「減プラスチック社会提言書」の提言内容

はじめに

貴省において審議中の「プラスチック資源循環戦略」（以下、同戦略）について、以下のとおり提言します。同戦略においては、①先のG7シャルルボワ・サミットで提示された「海洋プラスチック憲章」の内容を超えた取り組み（目標設定）、②使い捨てプラスチック使用量の大幅な削減、③プラスチック容器包装廃棄物の資源有効利用率に熱回収分を加算しないことを明記等すべきです。とくに③で指摘した事項は、現行の算定手法を改めないまま2019年のG20において同戦略を日本モデルとして世界に表明した場合、日本への不信感を招きかねない重要事項です。

提言1. 2030年までに「減プラスチック社会」への構造転換を図ること

私たちは、同戦略はこれまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」の経済構造から、EUが提唱する「循環経済」型の社会構造に転換することを国として国内外に宣言するものである、と考えます。その将来的なありべき姿として「減プラスチック社会」を提言します。減プラスチック社会への構造転換は、SDGsの目標達成と連動して図られるものであり、新たな雇用や産業の育成・創設にもつながります。

(1) 使い捨てプラスチック使用量の削減

2025年までに、少なくともこれまで国外に輸出していた量に相当する150万トン(累積プラスチック排出抑制30%)の使い捨てプラスチックを削減する。そして2030年までに使い捨てプラスチック使用削減50%以上を目指す。

(2) レジ袋の削減

レジ袋の有料義務化後、使用量削減の一つの指標として「レジ袋辞退率」の採用。2020年を目処にレジ袋の有料義務化が図られたのち、2025年までにレジ袋辞退率を90%以上とする目標を設定する。レジ袋の辞退率を向上させる一連の取り組みを通じて、減プラスチック社会の姿を国民各層において共有し、プラスチック資源循環戦略の各目標の達成を図る。

提言2. 法的規制（製造、販売、使用に係る措置）等を課すべき事項

- (1) 日本の川辺や海岸に多いプラスチック廃棄物（タバコのフィルター、食品容器包装、ペットボトル、レジ袋、プラスチックの使い捨て食器）と漁具及び農業系プラスチック廃棄物について消費削減、市場規制、製品デザイン要求等について規制すること
- (2) 2020年までに、マイクロビーズの製造、含有製品の販売及び使用を禁止すること
- (3) サーキュラーエコノミーに準じた循環型社会形成推進基本法の見直しをはじめとする、減プラスチック社会への構造転換を図るための法整備を行うこと

提言3. プラスチック容器包装廃棄物の熱回収について改善・推進すべき事項

プラスチック容器包装廃棄物の「資源有効利用率」は84%とされているが、これには熱回収57%が含まれています。パリ協定では今世紀後半の実質的な排出ゼロ、つまり化石燃料からの脱却を目指しており、我が国もこれを受けて、2050年までの温室効果ガス排出量80%削減を目指しています。この文脈によりG7海洋プラスチック憲章でも熱回収がCO2排出に繋がるためリサイクルとしては加算されていません。

- (1) 適切な指標による国民理解の向上のためにも、プラスチック資源循環戦略(素案)に記載ある「有効利用される割合は、我が国では一定の水準に達している」との認識を改め、資源有効利用率には熱回収分を含めないこと
- (2) 減プラスチック社会及び脱炭素社会の構築に向けた財源としての炭素税等を確保すること

チック製品（リサイクル製品を含む）について、環境ホルモンを含めた有害物質規制の早期導入が求められています。

- *1 グリーンピース・ジャパン、JEAN、パートナーシップオフィス、容器包装の3Rを進める全国ネットワーク、全国川ごみネットワーク、さがみはら環境問題研究会、WWFジャパン、プラスチックフリージャパン、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、菜の花プロジェクトネットワーク、「ごみゼロプラン静岡」市民ネットワーク、奈良エコライフ研究会、エコハウスしずおか、プロジェクト保津川、環境市民の15団体(2018年10月26日現在)によるネットワーク組織。
- *2 2018年12月28日までパブリックコメントを募集中。
- *3 日本野鳥の会、WWFジャパン、容器包装の3Rを進める全国ネットワーク、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の4団体。

香害のもう一つの原因？ 香料の「光毒性」

理事 水野玲子

2008年頃から、におい被害（香害）がたくさん報告されるようになりました。その頃流行り始めたのが柔軟剤です。隣の家から流れてくる柔軟剤のにおいによって体調を崩す人、耐えられない人が後を絶たず、増え続けています。

香害の原因はほとんど解明されていませんが、柔軟剤のにおいに苦しむ人が多いことから、そこに添加されている香料にも何らかの原因があると予想されます。今回は、香料の光毒性ひかりどくせい——柔軟剤を使った洗濯物が日光（紫外線）にあたったときに空気中で起きる香料成分の酸化などの変化——を考えてみます。

光毒性が疑われているアロマの精油も

香料なかには光毒性のある成分があることをご存知でしょうか。例えば、ベルガモット油が入った香水やオーデコロンを付けて日光にあたり、皮膚に黒斑が出るなどの症状が多く報告されています。それはベルガモットに含まれるフロクマリン類が写うつり起おこす光毒性作用です。

アロマセラピーで使用される天然のエッセンシャルオイル（精油）の柑橘系、ハーブ系のアロマには、そうした光毒性を持つものがあります。香料の一般名称でいえば「ベルガモット」「アンジェリカ・ルート」「レモン」「グレープフルーツ」「ライム」など*1です（これらの精油の中には、光毒性を排除した精油

表1 | 光毒性が疑われている精油

植物名・香料の一般名称	抽出部位	香りの種類
ベルガモット	果皮	柑橘系
アンジェリカ・ルート	根	ハーブ系
レモン	果皮	柑橘系
グレープフルーツ	果皮	柑橘系
ライム	果皮	柑橘系

「ベルガモット FCF」や「レモン FCF」が開発されています。

普通、精油は1%以下に希釈してマッサージなどに使われますが、うっかり原液あるいは濃度が高いものを肌に塗って紫外線にあたると、皮膚を損傷します。日焼け、軽いやけど、シミなどです。光毒性のあるフロクマリン類は、単体で毒性があるのではなく、細胞の紫外線に対する感受性を高め、紫外線を吸収しやすくするので体質に関係なく皮膚を傷つけます。

香料の約95%は合成香料

それではアロマの精油ではなく、柔軟剤など家庭用品に使われる香料はどうでしょうか。

香料には天然香料と合成香料がありますが、「天然なら安全、合成は危険」と単純に考えるのは早計です。日本香料工業会の香料統計によれば、2017年度の香料国内生産の約95%が石油などから作られる合成香料です。合成香料は、「単離香料」「半合成香料」「合成香料」に分けられますが、天然と合成の区別

はそう簡単ではありません。

単離香料とは、天然の植物などから蒸留や抽出、結晶化などの手法によって、ある成分だけ取り出したものですが、単離された芳香分子も物理的・化学的処理をされているために、じつはわが国では合成香料に分類*2されています。アロマの精油も溶剤で抽出すると、たとえ花や果物から取り出したものでも、人為的に作り出された「合成香料」ということになるのです。

そういった厳密な区別を知らないでいると、単に「ヒノキの香り」「森の香り」を謳う防虫剤が、完全に安全な天然だと勘違いしてしまいます。それらは「植物成分防虫剤」という名称で生協などでも販売されています。「ヒノキ抽出の天然植物精油」と製品に記載されていても、じつは合成香料が入っているということになります。

また、半合成香料とは、例えば「すずらんの香り」の芳香成分リナロールなどのことで、天然素材を原料にして化学反応させて作られています。

洗濯物を外に干して、漂うニオイでダウン！柔軟剤止めて！

柔軟剤の香料
リモネンなど



大気中の
オゾン



有害物質
発生
ホルムアル
デヒドなど



日光(紫外線)にあたると有害物質に？

一般的に「レモンの香り」など柑橘系の香料には、芳香成分としてリモネンやテルピネン、ピネン、シトロネロールなどが入っています。リモネンには光毒性が指摘されています。米国の香害問題の第一人者であるワシントン大学教授のA.ステイマンは、香り付き製品には何百という人工化学物質が含まれており、中でもリモネンなどのテルペン類成分は、大気中でオゾンと反応し、ホルムアルデヒドなどの有害な物質を生成すると警告を発しています*3。

また、「すずらんの香り」の一成分リナロールは、酸化によって強力な感作物質となり、アレルギー反応を起こす可能性があるとして指摘されています。このリナロールはよく知られている「ラベンダーの香り」の一成分でもあり、「ラベンダーの香り」には、とくに高いアレルギー発症率が報告*4されています。

EUでは、2008年に新しいREACH(化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則)の運用が始まりました。REACHでは、精油などの

天然成分の一部もその規制の対象に含まれています。

光毒性のある香料が市販の柔軟剤にも

洗濯物をフワフワに柔らかくする目的で開発されたのが柔軟剤です。そして近年、洗濯物への香り付けに大きなウエイトがおかれています。香りのバリエーションも増えていますが、フローラルタイプ、フルーツタイプがよく販売されているようです。それでは実際に日本で販売されている柔軟剤に含まれる香り成分はどのようなものなのでしょうか。

静岡県環境衛生科学研究所が実施した調査の結果が「ちょっと気になる柔軟剤の香り成分」というパンフレットに載っています。香り付き製品の成分表示には「香料」という記載のみですが、どんな成分が入っているのか調べたものです。この調査では市販されている柔軟剤8銘柄を調べましたが、その結果、どの銘柄にも複数の香料が使用されていることが分かりました。

特に目立ったのは、 α -ピネン(松の香り)、 β -ピネン(木の香

り)、d-リモネン(柑橘の香り)、リナロール(すずらんの香り)、1-シトロネロール(柑橘の香り)などで、リモネンやリナロールの香り成分の含有量の多さが目立ちました。すなわち、日本で市販されている柔軟剤には光毒性を発揮する可能性がある香料成分がたくさん使われているのです。それらが香害の一因となっている可能性もありそうです。

それでは、私たちにできることは何でしょうか。光毒性のある香料を柔軟剤に添加しないようにメーカーに要望するののひとつかもしれません。みなさんで考え、香害の被害者を減らしたいものです。

- *1 国際香料協会のガイドラインで、光毒性を発揮する精油。
- *2 一部の国ではアロマの精油を「天然」に分類。米国のがん研究機関(National Cancer Institute)のHPでは、アロマセラピーの精油でも、化学的な有機溶剤などで抽出されたものは本物の精油とは認められないと注意を喚起している。
- *3 A. Steinemann et al. Environ Impact Assess 2010 Walser M, et al. J Phys Chem a 2007.
- *4 「香料の健康影響」渡部和男、2010年

農薬取締法改正 — 再評価制度と農薬登録審査の見直し

理事・弁護士 橘高真佐美

2018年6月15日、農薬取締法の改正法が公布されました。具体的な制度についての主な改正点は2つあります。再評価制度が導入されたことと、そして農薬の登録審査の見直しが行われたことです。

農薬取締法改正のきっかけ

農薬取締法改正の直接のきっかけは、「規制改革推進会議」という安倍総理大臣の諮問機関による提言でした。この会議は、規制緩和を推進するための組織です（内閣府組織令第32条1項1号参照）。

規制改革推進会議は、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）関連の施策の具体化の基本的方向として、平成28年11月11日に「農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す」という提言を行いました。

「ジェネリック農薬」は、先発メーカーの持つ農薬の有効成分の特許の有効期間が過ぎた後に、別のメーカーが製造する、当該有効成分を含む農薬のことです。ジェネリック農薬は先発品よりも安いので、農薬登録の申請を簡素化し、輸出を増加させることも狙いの一つでした。

改正の内容と問題点

(1) 農薬取締法の目的

具体的な農薬取締りの仕組みと共に、農薬取締法の目的についても改正がありました。農薬取締法は昭和23年に制定された古い法律で、もともとは、粗悪な農薬を追放することが目的であり、主眼は農薬の効能に関する品質の適正化でした。しかし、現在は、農薬の効能だけでなく、環境や人間に対する安全性が非常に重要な要素となっています。今回の改正では「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする」というように安全性が農薬の品質の一部であることが明記されました。

衆議院と参議院の両方の附帯決議でも、「制度の運用及び見直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、農業生産の安定を図り、国民の健康を保護することを前提に、農業者等の農薬使用者、農薬の製造者・販売者、農産物の消費者等の意見や、農薬の使用実態及び最新の科学的知見を踏まえて行うこと」とされ、規制改革推進会議等が推進する規制緩和ばかりではなく、国民の健康を保護することの重要性が確認されています。

(2) 再評価制度の導入

もっとも大きな改正点は、登録された農薬の再評価制度を導入したことです。今までは、農薬の効能や審査は、新規登録をした際にしか行われていませんでした。農薬登録の有効期間である3年後の再登録の手続きが必要でしたが、実質的な審査は行われていませんでした。科学の発展により、年々新たな知見が蓄積されるのに、既に登録されている農薬については評価がやり直されないままになっていたのです。

改正によって導入される再評価制度のもとでは、同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行うこととなります。また、農薬製造者から毎年報告を求めることで、必要な場合には、随時登録の見直しを行うことになりました。すでに登録をされている物質についても再評価されるようになったことは評価できます。

しかし、再評価制度の導入にあたり、3年間という製剤の農薬登録の有効期間が廃止されることには懸念があります。現行法でも、農薬の危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき農林水産大臣には農薬登録を取り消す権限が与えられていますが、一度も使われたことがありませんでした。それでも、農薬の有害性が新たに問題となるような場合に

は、3年間の登録期間が終了するときに、事業者が自主的に当該農薬の再登録をしないことにより、実質的に比較的短期間で危険な農薬が使用されなくなることがありました。今後は、登録期間の定めがなくなること、このような自主的な使用中止を期待することはできなくなります。国際的には、EUでは、農薬の有効成分の承認には有効期間が設けられており、初回承認の場合は10年以内、2回目以降の承認の場合は15年とされています。

改正法では具体的にどの物質をいつまでに再評価するかという評価の期限は定められていませんが、速やかに行う必要があります。特に、現在すでに登録されているネオニコチノイド系農薬については、優先的に取り組むべきです。川田龍平議員の質問主意書に対し、政府は、農薬の登録または再評価等に当たっては、環境基本計画に示されている「予防的な取組方法の考え方」も踏まえて審査を行うとし、EUで規制対象となっているイミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサムだけではなく、日本で使用量がは

るかに多く、かつ有用生物への影響等が懸念されるジノテフランについても優先的に再評価を行うと答弁しています。

(3) 農薬登録審査の見直し

改正により、農薬の安全性に関する審査の内容が変わります。審査の対象となる動植物の範囲が拡大したことは前進です。これまでは、「人畜及び水産動植物」への有害性が審査項目となっていました。不十分でした。飼育されているミツバチは「家畜」として、また動植物については水域のものしか対象になりませんでした。自然環境にいるミツバチやトンボなどの陸域の動植物への有害な影響は審査項目には入らないのです。改正法では、「人畜及び生活環境動植物」と、水産動植物だけでなく生活環境動植物への影響が審査項目となったので、野生のミツバチやトンボなどの生物も審査対象とすることができます。もっとも、具体的にどの生物を指標として、どのような審査基準が設けられるかは全く決まっておらず、今後、中央環境審議会や農業資材審議会の意見を

聞いて定められることになっています。

改正後には、農薬使用者に対する影響評価が含まれる予定ですが、こちらについても具体的な審査基準は未定です。なお、農薬使用者と動植物に対する影響評価に関する部分については、改正法の施行は公布から2年を超えない範囲内で政令によって定める日となっています。

おわりに

今回の改正のきっかけは、規制改革推進会議による規制緩和の提言であるとはいえ、改正法がきちんと運用されれば、以前よりも人の健康や環境保全につなげていける要素もあります。私たち市民が今後の運用をきちんと監視していくことが重要です。ネオニコチノイド系農薬の再評価がどのように行われるのか、また予防的取組として再評価の結果に基づき適切に農薬登録の取消等の対応がとられるのか、農薬登録審査の具体的方法がどうなるのかなど課題は山積みです。

バナナをめぐる農薬問題

運営委員 田坂興亜

フィリピン・ミンダナオ島訪問でわかったこと

2016年9月に、フィリピン産無農薬バナナのフェアトレード（民衆交易）を行っているATJ（オルター・トレード・ジャパン）社の職員と共にフィリピン・ミンダナオ島を訪問した。バナナを無農薬で栽培している農地の周辺でも、ドールやスミフルなど多国籍企業のバナナ農園が農薬の空中散布を行っていた。日本に輸入されているバナナのほとんどは、そのような農薬を多用している農園で生産されている。

バナナ農園のバナナにかぶせてある青色の袋には、有機リン系の殺虫剤クロルピリホスや、ピレスロイド系殺虫剤のピフェンスリンがしみ込ませてある（殺菌剤が使用されているという情報もある）ということであった（写真1）。クロルピリホス

写真1



は、アメリカのEPA（環境保護庁）が子どもの健康への悪影響が懸念されるという理由から、2000年6月8日に家庭での使用を禁止した農薬である。一方、日本でも、2003年7月以降、居室を有する建築物に対して使用禁止になったが、かつては防蟻剤（シロアリ駆除剤）として広く使われていた。また現在も、「ダーズバン」などの商品名で農薬として使用されている。

バナナ農園での農薬使用には、二つの大きな問題がある。一つは、農薬が残留したバナナが日本に輸入され、子どもを含む多くの人たちがそのバナナを食べているということである。もう一つは、こうした農薬が散布されている生産地の子どもを含む多くの人たちへの健康影響である。

日本に輸入されているバナナに残留する農薬

フィリピンから輸入されているバナナに残留する農薬に関しては、東京都健康安全研究センター（旧・東京都立衛生研究所）の『研究年報』に克明な報告がある。例えば、2013年の年報によると、フィリピンから日本に輸入されたバナナに残留していた農薬として、前述のクロルピリホスがいくつもの検体から検出されており、またピレスロイド系殺虫剤ピフェントリンや有機塩素系の殺菌剤プロクロラズも検出されている。さらに、ネオニコチノイド系の殺虫剤であるチアメトキサムが微量

ではあるが検出されたと報告されている。2014年の同年報でも、複数の検体からクロルピリホスが、またTPNやイプロジオンといった殺菌剤が検出されたと報告している。

2016年の同年報では、初めて果肉からネオニコチノイド系農薬のクロチアニジン、チアメトキサムが検出されている。このことは、ネオニコチノイド系農薬が「浸透性」の農薬であることから当然予想されるものであるが、非常にショッキングな事実が公的な研究機関の報告書に記載されたという点で注目する必要がある。

バナナの果肉から検出されたクロチアニジン、チアメトキサムはいずれもEUが2018年4月に屋外での使用を全面禁止にした農薬である。一方、日本政府は、2015年にクロチアニジン、2016年にはチアメトキサムの一部食品中の残留基準をなんと緩和しているのである。これは、国民に対する犯罪行為である！

農薬散布が近隣住民の健康に与える影響

バナナ農園での農薬散布のもう一つの問題点は、生産地の近隣住民や山岳少数民族の人たちの健康に対する影響である。特に、バナナ農園の間の狭い小道を通学している子どもたちの頭上を、農薬を空中散布する飛行機が飛んでいるのを実際に目撃した。（写真2・3）

ミンダナオ島のバナナ農園で空中

散布されている農薬で、多くの住民が皮膚の病気や失明など、深刻な影響を受けていることを示す映像が『甘いバナナの苦い現実』というタイトルで PARC (アジア太平洋資料センター) により作成され、2018年10月から各地で上映が始まっている。明らかに農薬の影響と思われる症状に多くの住民が苦しんでいるにもかかわらず、そうした症状と散布された農薬との因果関係を証明することは非常に困難であるため、患者側が裁判で勝訴した事例はほとんどない。南米では、地方裁判所で勝訴しても、腕利きの弁護士をそろえたバナナ農園ないしは、農薬企業が上級審で逆転する事例さえある。

私たちが、ミンダナオ島の南コタバト州ティボリのカリス村で、(私たちが訪問した時点で) 5年前に生まれたという先天性異常を負った子どもに遭遇した。頭に水(髄液)がたまる「水頭症」の子どもで、自分のことが自分でできない2歳くらいの状態であった(写真4)。この子どもとほぼ同じ症状の子どもが、2017年の国際有機農業映画祭で上映されたアメリカの『毒のサイクル』という作品に出てくる。インド南部のケララ州のカシューナッツ農園の周辺に暮らす子どもである。映画の中で、この地域で活動するお医者さんと NGO が「カシューナッツ農園では、過去30年近く、エンドスルファンという有機塩素系の殺菌剤が使われ続けてきたので、この農薬が原因

写真2



写真3



写真4



となった可能性が非常に高い」と指摘している。このエンドスルファンという農薬は、日本では2010年に登録抹消になっており、米国でも同じ年に使用禁止になったが、輸出は続けられている。

ミンダナオ島のサン・フランシスコ町では、農地改革によって入手した小さな土地を、何人もの農民が持ち寄って、キャンディッシュという種類のバナナを無農薬で生産しているのを今年9月に見てきた。今後の課題としては、このような有機栽培

のバナナ生産を広げてゆくことと、農薬の空中散布を何とか止めさせることである。

フィリピンのドゥテルテ大統領は、かつてミンダナオ島のダバオ市長であったときに、農薬の空中散布を禁じる法律を作った人である。最近、この法律をフィリピンの最高裁は無効としてしまったが、これからも引き続いて、日本でもフィリピンでも共通の課題として農薬の空中散布禁止を訴える活動に取り組むべきであろう。

『乳がんを負けない! あなたの命を守る食事』

南雲吉則、水上治、野口節子、水野 玲子 著／家庭栄養研究会 編

現在、女性のがんでは乳がん患者の数が一番多く、この30年間で3倍に増えました。そんな中で、身の回りの生活に溢れる有害物質の影響を取り上げるメディアはほとんどありません。また、医学の専門家からも、生活の発がん物質への注意喚起は、ほとんどなされていないのが現状です。

しかし、私たちの現代生活には有害物質が溢れています。毎日のように女性が使う化粧品には、女性ホルモン作用をかく乱する環境ホルモンのフタル酸エステルが入っています。わきの下のおいを消すために制汗剤を使えば、防腐剤のパラベンが入っており、それにも強い女性ホルモン作用が確認されています。乳がん患者の腫瘍から何種類ものパラベンが検出されているのです。知らずに使っている家庭用品に、乳がんが悪影響を与える化学物質、とりわけ環境ホルモンがいっぱいあるのです。

本書は、「命を守る食事」を中心にまとめられていますが、身の回りの生活用品など環境の有害物質に注意することの大切さも盛り込まれています。執筆者は、テレビの健康番組でお馴染みのナグモクリニックの南雲吉則氏、健康増進クリニックの水上治氏、元国立がん研究センターの野口節子氏、そして化学物質問題については国民会議の水野玲子、編集は家庭栄養研究会が担当しています。

乳がんについての専門書はあっても、一般向けの分かりやすい本があまりない中、本書は、有害物質から身を守ること、食生活を正すことが乳がんの予防と治療にとっていかに大切なのかを説き、レシピやさまざまな補完療法だけでなく、海外の乳がん団体の取組みなどを紹介しています。あなたと、あなたの大切な家族を守るために、ぜひお読みいただきたい1冊です。



【主な目次】

- 第1章 「命の食事」に変えて乳がんにくつ——南雲吉則
- 第2章 乳がん治療に有効な補完医療——水上治
- 第3章 乳がんのリスクを高める人工化学物質——水野玲子
- 第4章 自然治癒力アップにはパン食より和食がお勧め——野口節子+家庭栄養研究会
- 第5章 これだけは控えたい食べもの——野口節子+家庭栄養研究会
- 第6章 体にやさしい低脂肪・低塩・低糖分の安心レシピ
- 資料 海外情報——食を大切にしがん治療患者会・支援団体情報

食べもの通信社
2018年10月初版発行
定価 (本体1,300円+税)

『香りブームに異議あり』

ケイト・グレンヴィル著／鶴田由紀訳

JEPA ニュースでもたびたび登場する「香害」(香りによる健康被害)。香害が社会問題化しているのは日本だけではなく。本書は、オーストラリアを代表する作家が、医学論文やさまざまな科学文献にあたり香害の真相を徹底的に追究してまとめた本です。香水において頭痛がするのは、自分だけかと思っていた著者が、ある日、香りによって頭痛をはじめさまざまな症状が出ている人が周囲にも多くいることに気づき、問題の解明に乗り出したのです。

「香り」という言葉は、よいイメージに包まれているので、まさか香りに有毒な化学物質が含まれているとは、ふつうは誰も思いません。そして、それらを吸い込むことが健康に悪いなどとは考えてもみません。

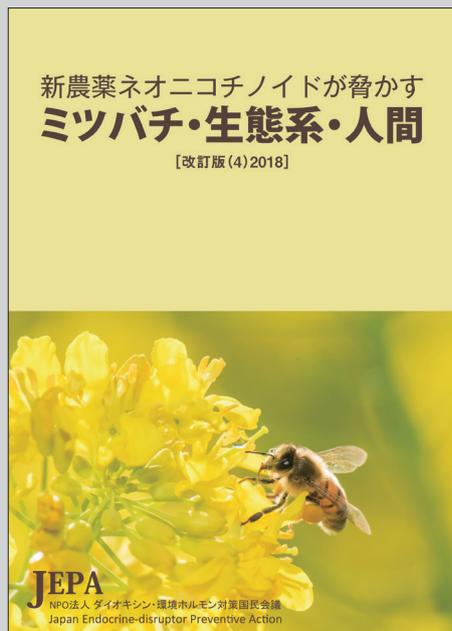
しかし、現実には、天然の香りだと思っても、ほとんどが人工的に合成された化学物質であり、一つのバラやラベンダーなどの香りは、じつは何十、何百もの異なった成分から合成されています。香料業界は企業秘密の傘に隠れて成分開示を行っておらず、行政もそれを放置したままなので、消費者はどれだけ多くの有害物質が香り付き製品に含まれているのかわからないのです。

きれいなバラに刺があるように、甘い香りの裏にも毒が隠れている可能性があります。近年、生活の中のあらゆる製品に香りが添加されており、私たちの吸う空気を汚染しています。もしかしたら、香害は「新しい現代の公害」なのかもしれません。有害な化学物質による空気汚染の問題として、香害を減らす努力をするために必読の一冊です。



緑風出版
2018年9月発行
定価 (2,200円+税)

「ネオニコパンプ改訂版(4)2018」



NPO 法人 ダイオキシン・
環境ホルモン対策国民会議
2018年10月発行

大好評！すでに全国4万人に

国民会議がネオニコチノイド問題に取り組み始めて2018年で10年になります。その間に、この「ネオニコパンプ」がどれほど問題の啓発と活動に役立ったかわかりません。わかりやすい図と説明がとても好評で、英語訳は海外でも引用されました。また最近では、中学生などからもパンフレットの内容について問合せが来るようになりました。

このたび発行した改訂版(4)は、今年、EUがネオニコチノイド3成分の屋外での使用を中止したこと、そのほか各国の最新の動きも盛り込んでいます。版を重ねるたびに、子どもの神経系への影響、海外の脱ネオニコの動きなど、新しい貴重な情報が加えていますので、最新版を改めてお読みいただくことをお勧めします。

改訂版(4)は発行早々、すでに1800部の注文が来ました。国はなかなかネオニコの規制に動き出ませんが、地方では着実にネオニコ削減の動きが出ています。あきらめずに、神経毒の強いネオニコチノイドの規制に向けて協力しましょう。そのために、さらにこのパンフレットを活用してください。

「ネオニコパンプ」のご注文は、国民会議のメールまたはファクシミリからお願いします。一部100円+送料、申し込みは10冊以上からです。

- ▶ 11月14日 運営委員会
- ▶ 12月3日 海洋プラスチック問題緊急会合
- ▶ 12月12日 運営委員会

事務局からのお知らせ

◎設立20周年記念講演会「環境ホルモン・ネオニコチノイド研究の最前線と遅れる規制」のご案内

前号でお知らせした講演会の詳細が決まりました。ふるってご参加ください。

日時:2019年1月27日(日)

午後1:30~4:30

会場:連合会館201会議室

東京都千代田区神田駿河台3-2-11

資料代:1,000円

スケジュール(予定)

1:35~2:35 講演1「環境ホルモン研究の最前線 ビスフェノールAを中心に」

有蘭幸司氏(熊本県立大学教授)

2:35~3:35 講演2「ここまで分かったネオニコの毒性(胎盤筒抜け、免疫力も弱まる、男が特に弱い、老人にも影響)」

星信彦氏(神戸大学教授)

3:35~3:40 休憩

3:40~4:25 パネルディスカッション「今後の有害化学物質研究と規制を考える」

有蘭幸司氏・星信彦氏・木村・黒田純子(当会理事)・中下裕子(当会代表)

NPO法人

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

JEPAニュース

Vol.114

2018年12月発行

発行所 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局

〒136-0071

東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階

TEL 03-5875-5410

FAX 03-5875-5411

E-mail kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

郵便振替 00170-1-56642

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

ホームページ <http://www.kokumin-kaigi.org>

デザイン 鈴木美里

組版 石山組版所

編集協力 鐵五郎企画

2018年師走

広報委員長 佐和洋亮

ことのほか災害が続き、東京オリンピック狂騒に大阪万博決定のおまけがついて、今年も終わろうとしている。社会的弱者、災害弱者といわれる人達は、とり残されたまま。

この11月の2025年大阪万博決定の時、経産省大臣の小躍りする様子が、5年前の2020年東京オリンピック決定時の当時の東京都知事になんとそっくりだったことか。それは、「福島原発の放射能汚染水はアンダーコントロールされている」という安倍総理のウソから始まったのだが(台湾は今も福島産の農産物の輸入を拒否している)。

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする大阪万博もカジノ施設建設と抱き合わせの会場。1250億円といわれる建設費の他に、実は、120億円がアフリカや南アの途上国の参加費用として計上され、開催地選考の投票を勧誘したそうだ。

毎日新聞の「余録」氏は言う。「大阪では1903年、内国勧業博覧会が開かれ、明治最大のイベントとして大阪を大きく変えた。その跡地が通天閣のある新世界。そして、70年の万博を経て今回2度目の万博。だが、『夢ふたたび』の夢が昭和や明治と同じものですむはずがない。そもそも、五輪後の景気浮揚という期待も、巨大イベントを都市再興の起爆剤にという企画も、もはや、見尽くした夢ではないか……」(2018年11月25日付)。

マスメディアにはほとんど報道されなくなり、ネットでも検索するのに苦労するようになったが、東日本大震災以後の被災者の方々の悪夢の現状は、まだ続いている。

◎東日本大震災(7年前の3月11日)

全国47都道府県に約5万6千人の避難者(10月30日付復興庁ホームページ)。

岩手・宮城両県内の小中高14校の校庭に応急仮設住宅がある(19年末までに撤去の予定9月26日付河北新報)

◎熊本の震災(2年前の4月14日)

建設型仮設2527戸に6079人生活している(11月12日付熊本県ホームページ)。

◎平成30年7月豪雨(西日本豪雨)(今年の6月28日から7月8日)

広島・岡山両県で約400人が仮設住宅にも入れずなお避難生活(10月5日付朝日新聞)。

◎北海道胆振東部地震(今年の9月6日)

10ヶ所の避難所に329人が生活している(10月29日付内閣府)。

来年は、避難所や仮設を出られて、あたり前の生活に戻られるようにと切に思います。では、どちら様も良いお年をお迎えください。